

コンプライアンスに関する各種窓口

会計・監査ホットライン

通報事項:みずほフィナンシャルグループは、会計、財務報告に係る内部統制、監査に係る不適切な事項について、社内外から通報を受け付けるホットラインを設置しています。

通報先:本ホットラインは、社外の法律事務所に設置しています。通報する場合には、手紙または電子メールを利用してください。

手紙:〒100-6012

東京都千代田区霞が関3-2-5

霞が関ビルディング12階

第一芙蓉法律事務所内

「みずほ会計・監査ホットライン」宛

電子メール: kaikei-mizuho@daiichifuyo.gr.jp

- 受け付けた通報が通報事項に該当する場合、事実調査を行い、結果を回答するよう努めます。
- 匿名の通報も可能です。ただし、事実調査が制約されたり、回答ができない等、通報の趣旨に十分お応えできない場合があります。
- 通報者に関する情報は、本人の同意をいただいている場合や法令等に基づく場合等を除き、当グループ以外の第三者に開示しません。

金融ADR（あっせん）制度への取り組み

お客さまからの苦情等に対し、迅速、公平かつ適切な対応を行うため、みずほ銀行およびみずほ信託銀行では、銀行法上の指定紛争解決機関である全国銀行協会と手続実施基本契約を締結しています。また、みずほ信託銀行は、信託業法および金融機関の信託業務の兼営等に関する法律上の指定紛争解決機関である信託協会とも手続実施基本契約を締結しています。そして、みずほ証券は、金融商品取引法上の指定紛争解決機関である証券・金融商品あっせん相談センターと手続実施基本契約を締結しています。

指定紛争解決機関は、お客さまからの苦情等に対する各社の解決策にご納得いただけない等の場合、公正中立な立場で解決のための取り組みを行います。

みずほ銀行・みずほ信託銀行が契約している銀行法上の指定紛争解決機関

指定紛争解決機関: 一般社団法人全国銀行協会

連絡先: 全国銀行協会相談室

電話番号: 0570-017109

または03-5252-3772

みずほ信託銀行が契約している信託業法および金融機関の信託業務の兼営等に関する法律上の指定紛争解決機関

指定紛争解決機関: 一般社団法人信託協会

連絡先: 信託協会信託相談所

電話番号: 0120-817-335

または03-6206-3988

みずほ証券が契約している金融商品取引法上の指定紛争解決機関

指定紛争解決機関: 特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター

連絡先: 証券・金融商品あっせん相談センター

電話番号: 0120-64-5005

または03-3669-9833